

二国間等の国際協力を推進すること (施策番号 X-1-2)

添付資料

ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合について

“ASEAN-Japan High Level Officials Meeting on Caring Societies”

1. ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合概要

- ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合は、ASEAN 地域における社会保障分野の人材育成を強化し、日本と ASEAN 諸国の協力関係を強化することを目的に、ASEAN10 カ国の社会福祉、保健医療及び雇用政策を担当する行政官を招聘して、2003 年から開催している。（雇用政策行政官の招聘は 2011 年から。）
- ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合は、ASEAN+3 保健大臣会合及び社会福祉開発大臣会合の目的を遂行するために日本が行う協力事業として、関係国間で位置づけられている。

2. 発足までの経緯

- 1996 年 リヨンサミットにて、我が国より「世界福祉構想」を提唱。
東アジア社会保障担当閣僚会議（於：沖縄）
- 1997－2002 年 東アジア社会保障行政高級実務者会合
（医療財政、医療保険制度、所得保障、障害者支援、児童福祉等）
- 2003 年～ ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合

3. ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合のテーマ

第 1 回	2003. 11. 4 - 11. 7	東京	社会福祉・保健サービスにおける人づくり
第 2 回	2004. 8. 30 - 9. 2	横浜	高齢化と福祉・医療の人づくり
第 3 回	2005. 8. 29 - 9. 1	東京	社会福祉・保健におけるパートナーシップと人づくり ～母子保健福祉と障害者保健福祉を中心として～
第 4 回	2006. 8. 28 - 8. 31	東京	社会福祉・保健医療サービスの連携と人材育成 ～社会的弱者（児童・女性）支援と福祉・医療サービス～
第 5 回	2007. 8. 27 - 8. 30	東京	社会福祉・保健サービスの連携と人材育成・地域開発 ～地域における高齢者サービス～
第 6 回	2008. 9. 8 - 9. 11	東京	次世代健全育成（健やかな次世代の育成を目指して） －保健と福祉の緊密な連携の下で－
第 7 回	2009. 8. 30 - 9. 2	東京	「共存社会」の構築（障害者の自立、自己実現と社会参加） ～福祉と保健、医療システムの連携を通じて～
第 8 回	2010. 8. 30 - 9. 2	東京	社会的弱者の貧困軽減 ～保健と福祉の連携強化を通じて～
第 9 回	2011. 10. 25-10. 28	東京	保健と福祉の人材育成 ～サービス提供者の能力向上と社会的弱者の就業能力育成に 焦点をあてて～
第 10 回	2012. 10. 23-10. 25	東京	自然災害における社会的弱者への対応
第 11 回	2013. 12. 3-12. 5	東京	Active Aging
第 12 回	2014. 10. 21-10. 23	東京	高齢化する社会に対応するしなやかなコミュニティを育む
第 13 回	2015. 10. 20-10. 22	神戸	災害から人、暮らし、みらいを守る

開発途上国福祉専門家養成等事業（水道分野）

事業概要・目的

○水道分野の国際協力検討事業

水道分野の国際協力で優先的に取り組むべき課題について、産学官の専門家により、課題解決のための方策や支援の方針を検討し、その結果を国際協力関係者（外務省・JICA・水道事業体）と共有することで、効率的・効果的な国際協力を推進する。

○水道プロジェクト計画作成指導事業

開発途上国が日本政府へ提出する援助要請計画は、長期的な展望や計画性などにおいて未熟なものが多い。本事業は、開発途上国が作成する要請計画について、官民が持つ技術的、専門的見地から実地に指導することで、相手国の計画策定能力の向上を図るとともに、良質かつ熟度の高い援助を促進する。

期待される効果

- 我が国の産学官の専門家が持つ知見を活用しながら、水道分野における効果的・効率的な国際協力を促進し、開発途上国の上水道の持続的・自立的発展に資する。

事業イメージ・具体例

○水道分野の国際協力検討事業

- ・産学官の水道専門家による検討会を実施
- ・毎年、優先的に取り組む課題について支援方針等を検討
- ・検討に必要な現地調査を実施
- ・検討結果を報告書にまとめ、外務省・JICA等援助実施機関と共有することで、水道の国際トレンドや開発途上国のニーズを踏まえた、効果的・効率的な国際協力を促進。

H27: ミレニアム開発目標(MDGs)の最終年度であることを踏まえ、これまでの水道分野の国際貢献について歴史的経緯をまとめるとともに、今後の広報のあり方を検討。

H26: 途上国の水道支援において、支援対象国や地域の実情をどのような視点で把握すべきか、また、実情に応じた支援をどのような流れで進めていくべきかを検討。

H25: 途上国水道の事業経営改善に係るこれまでの支援を総括するとともに、現地調査、各国水道事業体の財務諸表分析を通して課題を抽出、その解決に向けた支援方策を検討。

○水道プロジェクト計画作成指導事業

- ・開発途上国へ赴き、水道分野の技術面・人材面・財政面等の課題について調査・検討を行い、熟度の高い援助要請計画の作成について直接助言・指導を実施。
- ・援助要請計画が外務省に提出され、採択されることで、熟度の高い案件形成に資する。

H27 インドネシア: 泥炭湿地原水の色度除去技術普及事業

ホンジュラス: ラセイバ市東部地区給水システム改善計画

H26 ネパール: バクタプール上水道改善計画

H25 ミャンマー: ヤンゴン及びパテイン市水道改善事業

インド: カラド市における無収水対策プロジェクト計画作成指導

職業能力評価システムの構築のための協力 (技能評価システム移転促進事業)の概要

事業概要・目的

1 趣旨・目的

我が国との経済的相互依存関係が拡大・深化しつつある東南アジアを中心に、質の高い労働力の育成・確保を図るため、これまでに我が国官民において培ってきた技能評価システムのノウハウを日本国内及び現地での研修等を通じ移転することによって、技能評価システムの構築・改善を支援する。

2 対象国

インドネシア、タイ、ベトナム、ミャンマー、インド、カンボジア、ラオス

成果の例

以下のとおり日本式の技能検定試験が実施されている。

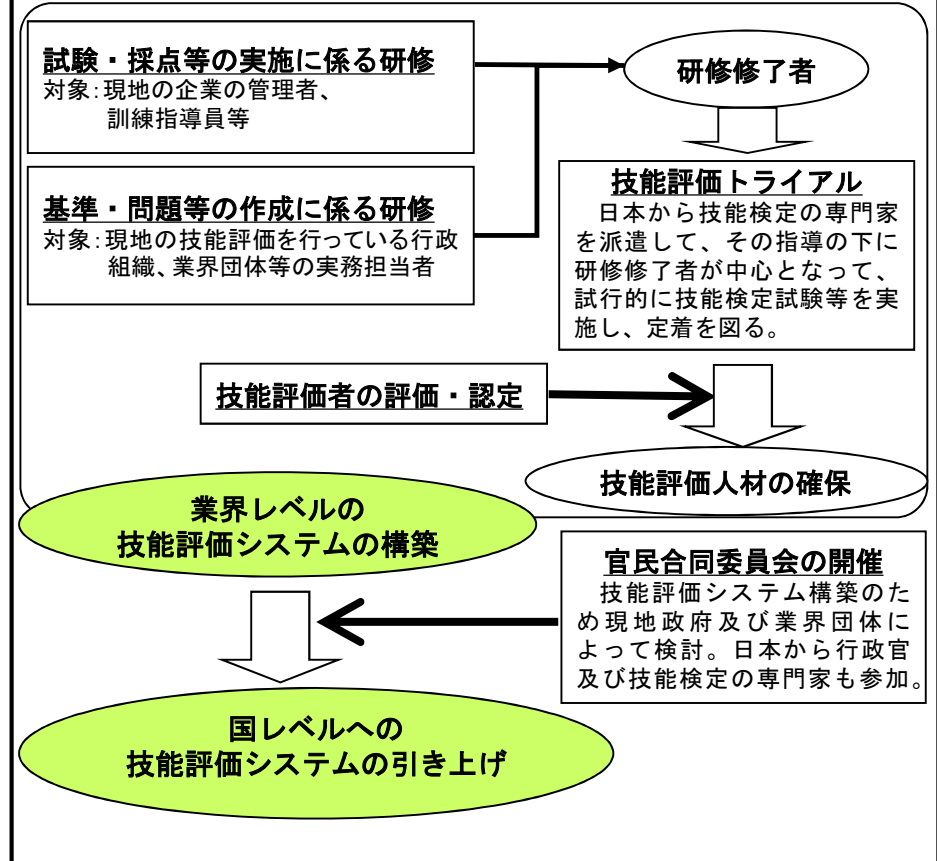
1 インドネシア

・本事業により、現地の金型工業会が行う日本式の「機械検査」の技能検定実技試験がインドネシア政府から国家検定として認められた後に、「金型仕上げ」、「設備保全」、「フライス盤」、「平面研削盤」(平成18年～平成21年)及び「プラスチック成形」(平成25年)も国家検定として認められ、これら6職種(いずれも2級及び3級)について、日本式の実技試験が実施された。

2 ベトナム

・本事業により技能評価システムを担う人材の育成が進み、トライアル検定が実施されたこと等により、国内で技能評価システムの必要性について理解が深まり、メカトロニクス等でベトナム第1号の国家技能検定試験が実施された(平成23年)。
 ・以下の4職種について、実技・学科試験共に日本式で実施された。
 「普通旋盤」(平成24年から3級、平成26年から2級)
 「フライス盤」(平成25年から3級)
 「情報配線施工」(平成26年から3級)
 「機械検査」(平成27年から2級及び3級)

事業イメージ (単年度のサイクル)



期待される効果

- 現地企業の熟練技能労働者の確保が容易になり、また、技能労働者の社会的経済的地位が向上する。
- 現地日系企業の人材確保を容易にすることにより、我が国経済の発展にも貢献。

アジア太平洋地域人材養成協力事業の概要

事業概要

1 趣旨・目的

東南アジア諸国連合（ASEAN）及びアジア太平洋経済協力（APEC）の枠組みを活かしつつ、各種研修事業等を実施し、アジア太平洋地域の人材養成分野に係る協力を実施するもの。

2 事業内容

（1）ASEAN人材養成協力事業

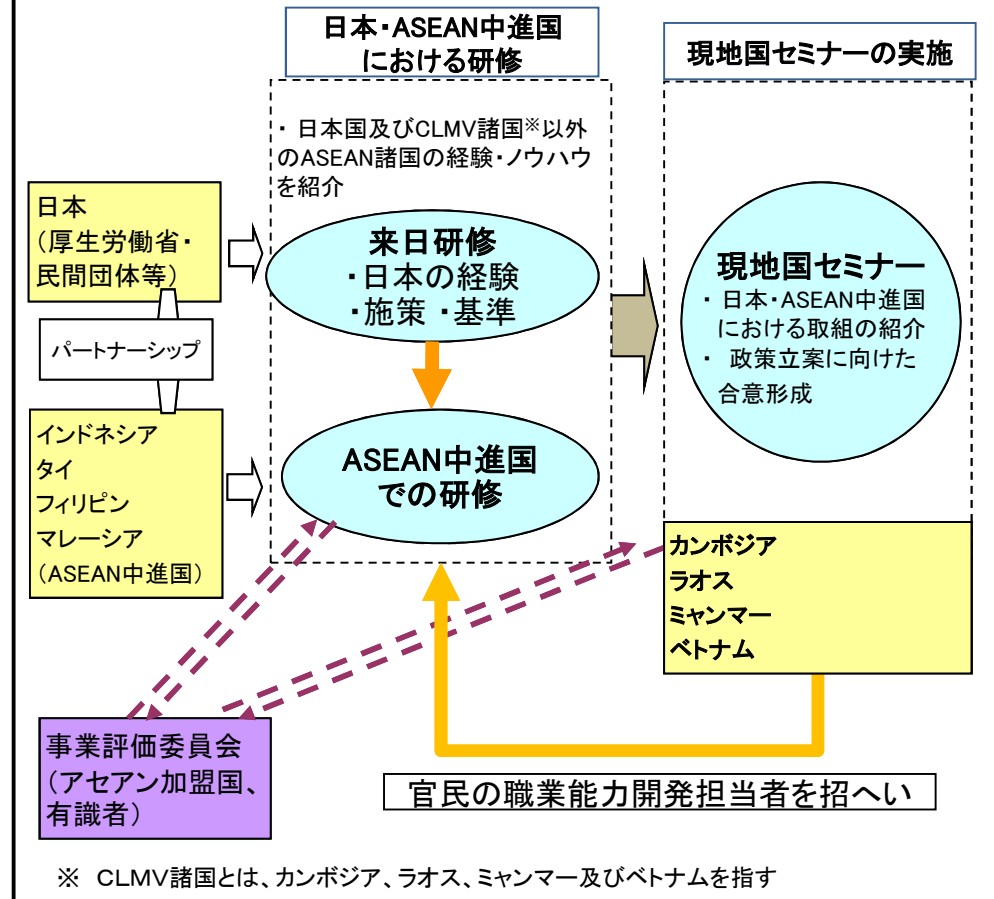
東南アジア諸国連合（ASEAN）の枠組みを活かしつつ、各種研修事業等を実施し、アジア太平洋地域の人材養成分野に係る協力を実施するもの。

- ・人材養成分野に係る研修等の実施（右図参照）

（2）APEC技能研修事業

APEC域内の開発途上国に進出している日系企業等の施設・ノウハウを活用して、現地住民に対する技能訓練等を実施する。平成26年度は、チリ、インドネシア及びマレーシアで研修を実施。

事業イメージ（研修関連）



期待される効果

- 対象国の職業能力開発システムの構築・改善や労働者の技能向上が行われ、経済発展が促される。
- 現地日系企業にも質の高い労働力が供給されることにより、我が国の経済発展にも寄与する。

アジア開発途上国雇用労働支援事業費 (国際労使ネットワーク等を通じた組織化による草の根支援事業費) (厚生労働省大臣官房国際課)

事業概要・目的

○ プロジェクト概要・目的

アジア諸国では、貧富の格差が社会情勢不安をもたらすなど貧困層の生活改善が喫緊の課題となっており、特に、低所得者、女性、障害者等の社会的に脆弱な人々に対する支援を、草の根レベルで積極的に支援する必要があるが、発展途上国による自律的な実施は困難な状況にある。

本事業では、国際的な労使団体の持つネットワークを活用し、現地の労使団体と連携しつつ、アジア地域の貧困地域において、公的サポートの行き届かない人々を組織化し、草の根レベルでの社会セーフティネット支援を行う。

○ 事業年度

平成23年度～



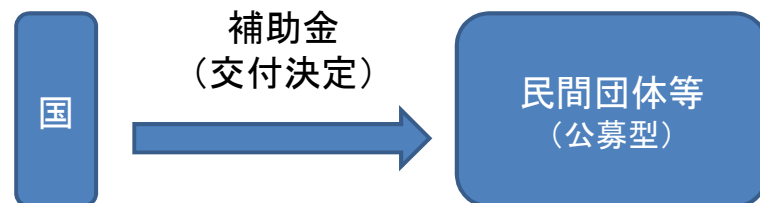
事業イメージ

国際的な労使団体の持つネットワークを活用し、

- 互助団体設立等の組織化を支援するための支援(専門家、現地労使団体との協議、組織化のための人材育成、ワークショップの開催等)
- 理容、裁縫、小物作成等に関する人材育成及び法律制度等に関する普及
- 製造製品の販売支援、訓練の巡回指導等
- 成果を政府、各国等へ普及(セミナー等の実施)



資金の流れ



期待される効果

- 公的サポートの行き届かない人々について、互助団体の設立等により組織化が図られる。
- 基礎的な理容、裁縫等により自律的な生活、就職等が可能となる。
- 支援が、労使団体、政府により自律的に実施される。ことにより、
- 格差等による社会情勢不安を防止し、均衡しかつ持続可能な成長の基礎を作り促進することにより、我が国がアジア地域の成長を取り込むことが可能となる。
- 我が国と各国との良好な国際協力の展開を通じ、日系企業の海外市場参入の機会の拡大を見込む。

技能実習制度の適正かつ円滑な推進

目的

技能実習制度の適正かつ円滑な推進に向け、受入機関に対する巡回指導や実習生に対する母国語相談、技能評価、関係行政機関等との連絡協議会を行うとともに、技能実習2号移行対象職種の拡大ニーズがますます高まる中で、対象職種に必要な技能評価制度の新設及び認定に向けた審査等が確実に実施できる体制整備を行う。

事業概要

(1) 技能実習制度推進事業

ア 巡回指導・母国語相談の実施

- ・ 監理団体及び実習実施機関に対する巡回指導等を行う。
- ・ 技能実習生に対する相談・支援として、技能実習生のホットラインとして活用されている母国語電話相談を行う。

イ 技能評価等の実施

- ・ 技能等の成果の評価について、その確実な実施を確保するため、受験指示や結果把握等の管理を行う。

ウ 関係行政機関等との連絡協議会

- ・ 関係行政機関、実習実施機関との連絡協議会を開催する。

(2) 技能実習対象職種拡大等推進事業

ア 業界団体等からのニーズの把握及び技能評価制度の新設支援

- ・ 技能実習2号移行対象職種への追加を求める業界団体等からの相談対応や新たな技能評価制度の新設支援及び新たに作成された技能評価制度に関する事前審査等を行う。

イ 新規対象職種に係る認定会議の開催

- ・ 上記アにより事前審査の終了した職種について、技能実習2号移行対象職種としての適否を判定する認定会議を開催する。

開発途上国における在職職業訓練指導員の能力向上事業費

事業概要・目的

○開発途上国における工業化の進展等に伴う技能者不足に対処するため、職業訓練体制を整備充実させようとする開発途上国から在職職業指導員を我が国に受け入れる

○受け入れ後、当該指導員に対する能力向上研修を行うことができる専門的施設(受入訓練機関)において、日本の最新の職業訓練基準に基づく職業訓練計画の策定、職業訓練指導技法、キャリア・コンサルティング技法等の技能及び知識を付与し、研修生が母国で他の職業訓練指導員を指導するなど、中核的役割を果たすことのできる高度で専門的な能力を身につけさせる。

事業イメージ・具体例

1 研修内容

(1) 日本語教育

受入訓練機関で行う講義は日本語のみであるため、研修生の日本語能力向上のため、事前に日本語教育を行う。

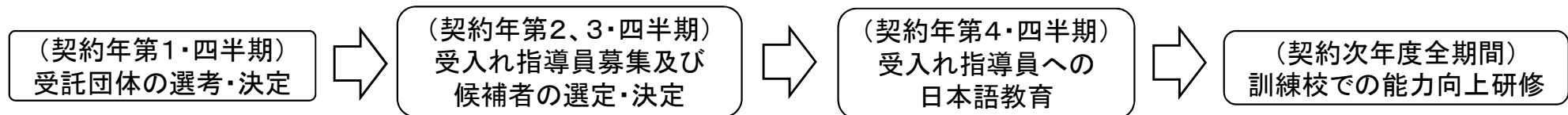
(2) 能力向上研修

受入訓練機関において職業訓練計画の策定、教材の作成、職業訓練指導技法、キャリア・コンサルティング技法等の技能及び知識を付与する。

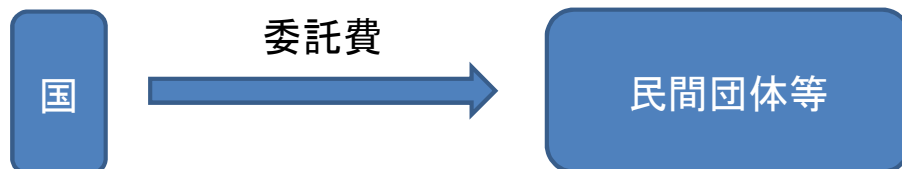
2 事業規模

インドネシア、カンボジア、スリランカ、タイ、フィリピン、ベトナム及びラオスより募集し、合計3名の受入れを予定。

3 事業の流れ ※当事業は国庫債務による2ヶ年事業



資金の流れ



期待される効果

○国際協力の一環として、開発途上国の熟練技能者不足に対応した人づくりに貢献するものであり、現地日系企業への優秀な人材の供給など日本の利益につながるが見込まれる。